

協議会参画国立大学（機器提供大学）用**私立大学等への機器開放マニュアル****1. 私立大学等への開放**

本ネットワークに登録された機器については、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約第 18 条に基づき、機器を所有する機関の判断により、私立大学等（国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人を除く学術研究又は教育機関並びに公企業及び私企業をいう。以下同じ。）へ利用させることができます。

2. 設備リストへの記載

私立大学等へ利用させる場合は、設備の管理者が設備リスト（利用可能研究設備一覧の備考欄）にその旨記載してください。利用可能時間、利用料、請求方法（毎月取りまとめて請求など）などについては、事前に学内において打ち合せの上で設備リストの更新を行ってください。

3. 利用料の請求

私立大学等の利用については、利用料金の相殺処理の対象外となりますので、機器提供大学は、別途請求書を発行し、利用機関へ直接請求してください。

① 利用料後払いとする場合（推奨）

毎月の利用実績を HP 等で提供しますので、その利用データに基づき利用大学等に請求してください。

② 利用料前払いとする場合

設備管理者が利用を許可する前（あるいは同時）に大学事務において請求手続きを行うこととなります。円滑な請求が可能となるよう各大学でご検討ください。なお、本ケースにおいても毎月の利用実績を HP 等で提供します。

4. その他

私立大学等への利用承認は、自然科学研究機構分子科学研究所において行います。

私立大学等研究者 利用マニュアル

学術研究又は教育機関用

(国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人を除く)

1. 利用可能設備の確認

本ネットワークに登録された機器については、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約第 18 条及び私立大学等への機器開放マニュアルに基づき、機器を所有する大学等の判断により、学術研究又は研究機関（国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人を除く。以下同じ。）へ利用させることができるようになっています。利用したい機器が学術研究又は研究機関へ開放されているかどうか、設備リスト（利用可能研究設備一覧）あるいは設備管理者宛メールにて直接ご確認ください。

※ 利用料等の詳細については、各設備管理者にお問い合わせください。

2. 所属登録

利用希望者は、所属大学等の事務担当者（窓口）を通して、「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書（私立大学等用）」を下記担当者宛てに提出して下さい。（e-mail／原本は郵送）（担当者）

自然科学研究機構 分子科学研究所

大学連携研究設備ネットワーク事務室 太田明代

〒444-8585

愛知県岡崎市明大寺町字西郷中 38 番地

電話番号：0564-55-7490

e-mail：akiyo@ims.ac.jp

3. 利用者登録

所属責任者（研究室責任者・所属長などの会計責任者）は、所属登録完了の通知を受けた後、所属研究者の新規利用者登録を行ってください。

※ 機関（大学等）および所属（会計責任者含む）の登録情報は、機関の事務担当者（窓口）が、また所属内利用者の登録情報は、所属責任者（研究室責任者・所属長などの会計責任者）がそれぞれ管理してください。

4. 利用料の請求

利用料については、機器を所有する大学から請求されますが、各大学により請求方法（前払方式、後払方式）が異なりますので、事前に請求方式、利用料金等を各設備管理者にお問い合わせください。

5. その他

(利用に当たっての遵守事項)

予約・課金システムを利用するにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- 一 予約・課金システム以外の目的で利用してはならない。
- 二 予約・課金システムの利用により知り得た情報（自己の研究に係る分析データ等を除く。）を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- 三 予約・課金システムの運用に支障を及ぼす利用を行ってはならない。
- 四 営利を目的とした利用を行ってはならない。
- 五 利用に伴う支払債務は適切に履行しなければならない。
- 六 本規約及び協議会が定める事項。

(利用の取り消し)

上記遵守事項に違反したと認められる利用機関に対しては、その利用の承認を取り消すことがあります。

(利用機関における紛争等)

予約・課金システムの利用に関し、利用機関間又は第三者との間に紛争が生じても、協議会はその責を負いません。

(届出)

次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書（私立大学等用）」により速やかに届け出てください。

- 一 予約・課金システムの利用を中止するとき。
- 二 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

公企業又は私企業用

1. 利用可能設備の確認

本ネットワークに登録された機器については、大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約第 18 条及び私立大学等への機器開放マニュアルに基づき、機器を所有する大学等の判断により、公企業又は私企業（以下「企業」という。）に利用させることができるようになっていきます。利用したい機器が企業に開放されているかどうか、設備リスト（利用可能研究設備一覧）あるいは設備管理者宛メールにて直接ご確認ください。

※ 利用料等の詳細については、各設備管理者にお問い合わせください。

2. 所属登録

利用希望者は、事務担当者（窓口）を通して、「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書（私立大学等用）」を下記担当者宛てに提出して下さい。（e-mail／原本は郵送）（担当者）

自然科学研究機構 分子科学研究所
大学連携研究設備ネットワーク事務室 太田明代
〒444-8585
愛知県岡崎市明大寺町字西郷中 38 番地
電話番号：0564-55-7490
e-mail：akiyo@ims.ac.jp

3. 利用者登録

所属責任者（研究室責任者・所属長などの会計責任者）は、所属登録完了の通知を受けた後、所属研究者の新規利用者登録を行ってください。

※ 企業（法人等）および所属（会計責任者含む）の登録情報は、企業の事務担当者（窓口）が、また所属内利用者の登録情報は、所属責任者（研究室責任者・所属長などの会計責任者）がそれぞれ管理してください。

4. 利用料の請求

利用料については、機器を所有する大学から請求されますが、各大学により請求方法（前払方式、後払方式）が異なりますので、事前に請求方式、利用料金等を各設備管理者にお問い合わせください。

5. その他

（利用に当たっての遵守事項）

予約・課金システムを利用するにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- 一 予約・課金システム以外の目的で利用してはならない。
- 二 予約・課金システムの利用により知り得た情報（自己の研究に係る分析データ等

を除く。)を第三者に開示もしくは漏洩してはならない。

三 予約・課金システムの運用に支障を及ぼす利用を行ってはならない。

四 利用に伴う支払債務は適切に履行しなければならない。

五 本規約及び協議会が定める事項。(利用の取り消し)

上記遵守事項に違反したと認められる企業に対しては、その利用の承認を取り消すことがあります。

(利用機関等における紛争等)

予約・課金システムの利用に関し、企業と利用機関間又は第三者との間に紛争が生じても、協議会はその責を負いません。

(届出)

次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、「大学連携研究設備ネットワーク利用申請書(私立大学等用)」により速やかに届け出てください。

一 予約・課金システムの利用を中止するとき。

二 申請書の記載事項に変更が生じたとき。